

# 「日本におけるキリスト教フェミニズム運動史研究—70年代から現在まで」研究会 在日キリスト者女性とフェミニズム

オノ スヘ  
具 寿恵

今日は「在日」「女性」「キリスト者」をキーワードとして、その歴史を振り返りつつ課題を考えたいと思います。

## 1. 日本における外国人

日本における外国人とは「日本の国籍を有しない者」であると出入国管理及び難民認定法（入管法）第2条で規定されています。一方、いくつも国籍を持っている人は、その中の一つとして日本国籍を持っていれば日本人として扱われます。

1980年代における在日外国人の大半は在日コリアンでした。1990年代には移住労働者や国際結婚移住者が増加して在日外国人の数が100万人を超え、2010年には200万人となりました。2020年時点の在日外国人の数は2,885,904人となっています。

2006年までは外国人の中でも韓国・朝鮮籍の人が最も多かったのが、2007年からは中国籍が第1位となりました。さらに2012年からは韓国籍と朝鮮籍を分けて統計を取るようになったため、2020年時点では韓国籍の人は435,459人となります。朝鮮籍の人は3万人弱いるのですが、統計の上位に入らなくなったためその存在が見えにくくなっています。

外国人の在留資格の内訳は、「特別永住者」「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「留学」などに分けられます（この他にも「家族滞在」「技能実習1号、2号、3号」「技術・人文知識・国際業務」「特定活動」など全部で14項目あります）。「特別永住者」とは入管特例法により、戦前から引き続き日本に居住している平和条約国籍離脱者（ほとんどが韓国・朝鮮人および台湾人）とその子孫を対象に定められた在留資格です。平和条約国籍離脱者と言っても、植民地時代には在日是否応なしに「日本人」にさせられ、1952年4月28日サンフランシスコ条約の時には突然日本籍を剥奪されて「外国人」になりました。剥奪するのも与えるのも全部一方的な措置だったのです。

## 2. 「在日」について

日本社会では在日のことを「在日コリアン」「在日韓国人」「在日朝鮮人」「在日韓国・朝鮮人」と呼んだり、またこの最後の「・」（中黒）が38度線を表していると考える人は中黒なしで「在日韓国朝鮮人」と呼んだりします。あるいは単純に「在日」と呼ぶ人もいます。本国では「在日僑胞」「在日同胞」と呼ばれます。私自身は、かつては「在日韓国・朝鮮人」という表記を使ってきたのですが、中黒があるのもないのもすっきりしないと感じて、今は「在日コリアン」を使っています。

先ほど述べたように、1980年代までは日本における外国人登録者数の約80%を在日コリアンが占めていましたが、その数は年々減少しています。それは日本国籍取得者（帰化する人）が増えていることや、国際結婚などによって新しく誕生する者は日本国籍を取得する機会が多いからです。2020年時点で約40万人いる在日コリアンの内訳は、特別永住・永住資格を持つ日本の旧植民地出身者およびその子孫（「オールド・カマー」）と、1970年代後半以降に韓国から来日した「ニュー・カマー」に分けられます。

在日コリアン社会は非常に多様化してきています。まず、世代の多様性です。植民地時代を経験してさまざまな事情で日本へ来て定住した一世、日本出生の二世・三世・四世そして五世までが出現しています。

次に国籍の多様性です。在日コリアンの国籍には、日本国籍（すなわち日本国籍取得者＝帰化した人、また両親の一方が日本国籍者であるダブルの人など）、韓国籍、朝鮮籍があります。1952～2019年の間に日本国籍を取得した在日コリアンの数は376,878人です。近年は毎年10,000人規模で日本国籍取得が進行しています。それから中国国籍を持つ朝鮮族の人たちも増えています。またそれ以外にも、外国人登録をしていない非正規滞在者あるいは不法滞在者と言われるオーバー・ステイの人たちがいます（10万人程と思われる）。1952～2019年の総計では、国際結婚から生まれた子どもは128,119人です。

在日コリアンは日本社会で定住外国人として暮らしてきましたが、日本は、日本国籍を保持していないという理由で在日コリアンの権利制限を前提とする差別的な政策をとってきました。「韓流ブーム」によって一般民衆の韓国への対応が少しはましになったと思う反面、「北朝鮮」へのバッシング・キャンペーンが繰り返されています。

2013年頃から「ヘイト・スピーチ」という言葉が出現してきました。在日コリ

アンに対するヘイト・スピーチとして、「在日コリアンは大嘘つき」「帰れ、コリア半島へ」「殺せ」「死ね」などと叫びながらのデモ行進や街頭宣伝、集会在挙げられますが、これらは現在も全国各地で続いています。2016年5月には日本で初めての「反人種差別法」が施行されましたが、この法律は「ヘイト・スピーチは許さない」と宣言するだけで、禁止規定も罰則規定もないものです。

本国（韓国）では、1965年の「韓日条約」が結ばれた時、在日は「棄民」とされました。棄てられた民族です。

## 2-1. 差別・偏見

差別には、意識による差別（偏見）と制度的差別があります。日本では植民地時代の教育が継続して、日本人以外のアジアの人々が劣等民族と位置付けられ、それがステレオ・タイプとして日本人の意識に刷り込まれました。「朝鮮人は汚い」「朝鮮人は乱暴だ」「朝鮮人は頭が悪い」などが意識による差別（偏見）です。在日の子どもの約90%は日本の学校で教育を受けるので、かれらもこうした偏見を刷り込まれて劣等感をもち、自分の出自がばれるのではないかといつもビクビクしながら隠れた存在となっています。そのために「本名」を名乗れず、約90%の子どもが「通名」である日本名を使って、日本人のふりをして生きていくのです。

制度的差別としては、かつての「外国人登録法」（外登法）と「出入国管理法」（入管法）という二つの法律によって差別が固定化してきたことが挙げられます。外登法では「外国人登録カード」の常時携帯と指紋が定められていましたが、それが撤廃された後もサインと4年ごとの切り替えが継続して、管理体制が組み込まれていました。そして入管法によって、日本国外に出て帰ってくるための「再入国許可」が必要とされています。

## 2-2. 民族差別撤廃運動

こうした差別政策の撤廃に向けて1970年代から大きな運動が展開されました。その代表が指紋押捺撤廃運動です。20年をかけた運動によって、1992年に在日の指紋押捺制度が撤廃されました。そして2000年にはすべての外国人の指紋押捺制度が撤廃されました。同時に、1979年の国際人権規約、1981年の難民条約など国際的人権条約の批准・発効にともなう国内法の整備によって、制度的差別が少しは是正されました。約200もある社会保障の門戸が開かれたのです。

在日コリアンを含めた在日外国人は、「すべての国民は納税する義務がある」の

「すべての国民」に含まれ、納税義務を負っています。納税だけは平等、つまり義務はあるが権利はないのです。もちろん選挙権也没有ありません。

しかも2007年11月より指紋押捺が復活しました。日本政府がアメリカに追随して行った入管法の改定で、指紋・顔写真登録制度が定められました。それは特別永住者・外交関係者・16歳未満の者などを除いたすべての外国人に対して入国・再入国時に強制されるものです。20年の運動をかけて勝ち取ったものが、わずか7年で壊されたということです。

2009年7月、日本政府は外登法を廃止して新たな在留管理制度を定めました。それは中・長期在留者を対象としてICチップ付きの「在留カード」を交布し、常時携帯を義務付け、罰則を強化するものでした。特別永住者には「特別永住者証明書」を交付しました。そして中・長期在留者と特別永住者に対して外国人の住民台帳制度を導入しました。オーバースティの人は住民基本台帳から除外し、すべての各種行政サービスから除外しています。この改定法は2012年7月から実施され、これによって外国人に対しての管理体制がますます強化されることになりました。

### 2-3. 内なる女性差別

以下は、東京自治研究センター・DV研究会編『笑顔を取り戻した女たち—マイノリティー女性たちのDV被害 在日外国人・部落・障害』（パド・ウィメンズ・オフィス、2007年）に収められた金静寅「在日コリアン女性の場合」の一文です。

在日のコミュニティは、マイノリティにありがちな、長年にわたる日本社会での露骨な差別や同化政策を撥ね除けるため、老若男女を問わず一致団結する必要があったため、コミュニティ内部の問題、高齢者や障害者、女性や子どもなどの弱者の問題はなかなか表面化されづらいという傾向があった。とりわけ、儒教に根ざした男性支配の家父長制、あるいは女性に良妻賢母といった伝統的な役割を求める封建的な思想は、むしろ民族の文化や伝統と一緒に一括りにそのまま受け継がれてさえいる。そのため、男女ともにそれぞれの役割意識や家族意識が日本人に比べても強いといっても過言ではないだろう。(111～112頁)

2002～05年と2016年1～5月に実施されたアプロ女性実態調査プロジェクト

のアンケートによれば、在日女性たち約 1000 人を対象に日常生活で感じている差別の問題や社会意識に関して質問したところ、次のようなことがわかったといえます。

- ①選挙権がないにもかかわらず、政治意識が高いこと。政治にアクセスする権利を剥奪されている在日が、日本の政治動向に左右される不安定な位置に置かれている状況を反映している。
- ②北朝鮮の拉致問題以降の政府やマスコミによる過去の歴史の歪曲や在日コリアンに対するバッシングや差別発言をめぐり、怒りやいらだちを感じている回答者が多い。
- ③在日女性は民族差別だけでなく、日本社会および在日社会における女性差別を受けてきたこと。そしてこうした複合差別からの解放として、日本社会の民族差別をなくし、男性優位の価値観を捨てることが有効であると考えていること。

さらに、女性たちが特に問題に感じている差別的な具体例として「チェサ」と「女性への暴力」の二つが挙げられています。

### (1) チェサ（祭祀、法事）

チェサとは、先祖の霊を供養する儀式です。儒教の影響で代々継がれてきました。故人の命日に親戚一同が本家に集まり、午前0時を回ると儀式が始まります。儀式での礼は男性のみに許されており、5代ほど前の先祖にまで遡ってその人の命日に行くため、年に数回から十数回行う場合もあります。経済的にも長男の負担が大きく、儀式での料理の準備はおもに長男の妻が担っています。

チェサは儒教的家父長制に基づく祭祀であるため、在日社会において民族文化を継承する場であると同時に女性差別の問題を内包しています。チェサは家族の変容が避けられない状況にあって、親族ネットワークをつなぐ場としての役割を担ってきました。民族的アイデンティティを否定される日本社会にあって、民族的アイデンティティを確認し育む場であったことが、チェサに対して異議をとらえたり、形式を変えたりすることを難しくしています。在日の女性は、その役割をずっと担ってきました。

アプロ女性実態調査プロジェクト第1回目のアンケート(2002～05年)によれば、チェサに対して「よくない」と回答した人は全体の55.5%にのぼり、その理由として「女性の負担が大きい」「女性差別的な行事」「長男夫婦、特に長男の嫁に負

担が偏っている」などが挙げられています。最近では簡略化されて回数も減ってきているようですが、10年後の第2回目のアンケート（2016年）でもチェサを行っている家は66.1%にのぼっていて、まったく行わない家（19.9%）の3倍以上であることがわかります。チェサのもつ女性差別の問題を問い直して、継承すべき民族文化を取捨選択し、変えていく方法を在日女性みずからが模索している最中です。

## (2) 女性への暴力 (DV)

植民地時代、日本人からの朝鮮人蔑視と差別を日常的に経験していた男たちはそのはけ口をアルコールに求め、その結果が家庭内での暴力となって現れました。在日の作家たちはその小説に、父親によるDVを克明に描いています。それが在日社会の現実だったのです。先ほどのアンケート調査によると、叩かれたり蹴られたり殴られたりしたことがあるかという質問に対して、「何度もあった」「1～2度あった」が約20%もあり、また0.8%の人が過去1年間に通院または入院するなど、何らかの治療を要するほどのDVを受けたことがあると答えています。第2回目のアンケートによれば、蹴られたり殴られたりしたことが「ある」と答えた人は6.6%で、「ない」は36.7%でした。相談先はほとんどなく、「どこにも相談しなかった」がもっとも多く約40%でした。ここからは、封建主義的な考え、儒教的思想、男尊女卑の価値観の中で在日女性たちが身体的・精神的暴力を受けてきたことがわかります。アンケート調査だけでは計り知れないものもあるでしょう。

在日女性は、日本社会で人脈や情報などを十分に持っていない上、生まれて以来の経験から日本人の中に一人で入っていくことには不安があります。鄭暎恵は次のように言っています。

植民地時代の創氏改名以来、本名を隠し「日本人であるかのごとく装って生きる習慣」を強いられてきた在日の存在は、日本人からは“見えない”。在日は、自分の存在に気づかずにいる日本人たちの挙動を、毎日見ていることで、日本人にも自分にも不信感を募らせていく。「実は、朝鮮人なんだ」とばれたら、相手が手のひらを返したように豹変するのではないかという思いから、日本人を信頼することが難しくなる。その反面、最初は自分の選択ではなかったにせよ、気が付いたら「日本人であるかのごとく装って生きる」自分は、「虚構で塗り固められた嘘つき」なのではないかと思えて自分すら信じられなくなる。そのうち、自分でも自分が在日であることを「忘

れてしまう／忘れたいと願う」者もいるくらいだから、この日本で在日と日本人が心底向き合って〈会おう〉ことは、それほど簡単ではないだろう。

（「在日韓国朝鮮人女性とDV」『笑顔を取り戻した女たち』94～95頁）

このような在日女性がDVに遭ったらどうするのでしょうか。在日であることを隠して生きていけば、日本社会の中で信じられるものは家族だけです。儒教文化から家族は何よりも大切なものと教えこまれていることもあって、家族主義が強まり、個人主義は悪だとすら思っています。また在日にとって日本人とは民族差別の構造を生み出し、温存し、傍観してきた人々であり、信頼を寄せることが難しいのです。このような状況で家族から逃げ、「安全な場所」であるシェルターへ駆け込むことには躊躇があります。シェルター内でも排除されるかもしれないという不安が拭えないからです。

一方で、「日本全国でシェルターを開設すると、真っ先に駆け込んでくるのはコリアン女性だ」とも言われています。日本社会に不信感を持ちながらも、日本社会に頼るしかないほど弱い立場にいるのが在日女性なのです。また電話相談にも頼れないのは、在日社会の身内意識が強いためDV被害を訴えにくい実態があるからで、そのため暴力の問題を宗教や前世の問題として捉え、解決しようとする傾向が強いと言われます。また日本の行政機関の相談所に行っても、在日のことに理解がない担当者によって挫折します。このようなことからDVに遭ってもなかなか家を出られない、また出ることができたとしてもその後の自立がうまくいかないのです。

在日女性が本来受けられるはずのDV当事者支援・公的施策・制度の利用が疎外されている現状があることを受け止め、これらの問題の解決として、東京自治研究センター・DV研究会は次の三つを提言しています。

- ①「同じ歴史的背景をもち、あるいは同じ言葉と文化、さらには痛みをも共有できる女性同胞による同胞女性のための安全な場」が確保されることが最重要。在日女性による在日女性のための電話相談、シェルター活動などの具体的な支援活動が必要。
- ② DV当事者支援は一人の人間、一つの支援機関で対応できる問題ではないので、第三者である専門家の日本人支援者を含む個人や団体の存在との連携が必要不可欠。DV当事者支援者養成講座なども有効。

- ③在日の社会的背景や現状について配慮・対応できるための行政窓口、DV 支援機関の専門家への研修体制の確立・強化も必要不可欠。

### 3. キリスト者（在日大韓基督教会、KCCJ）

次に、キリスト教について見ていきます。1970年代後半から、在日や日本人と結婚するために韓国からたくさんの女性が日本にきました。それに伴って単立の韓国教会も増えてきましたが、今日は私の属する在日大韓基督教会（以下 KCCJ）の女性たちの闘いについて述べたいと思います。

1908年に始まった在日大韓基督教会は121年の歴史を有しています。現在、全国に90余りの伝道所と教会、3つの機関—韓国基督教会館（KCC 70年～）、在日韓国人問題研究会（RAIK 74年～）、西南 KCC（83年～）、協力機関としてマイノリティ宣教センター（2017年～）—、1つの神学校（96年～）、そして関係施設として7つの保育園、3つの老人ホームを有しています。関係機関として、全国教会女性連合会（全国女性会）と青年会全国協議会（全協）があります。2019年1月当時の信徒数は女性2,715名、男性1,411名で、計4,126名です。女性が3分の2を占めていることがわかります。

1908年、併合以前から東京に来ていた留学生を中心に在日朝鮮基督教会が始まりました。同胞たちは差別・偏見・蔑視の中で苦しむ苦難を共に担いつつ歩んできました。ですから教会は同胞のオアシス、情報交換の場となり、国の言葉で思いきり話し合える場、「信仰共同体」であると同時に「民族共同体」でもありました。

1968年、KCCJは宣教60周年を迎えるにあたって標語を「キリストに従ってこの世へ」とし、目標として今までの教会の取り組みにおける反省と悔い改めによる「教会に革新を」、在日同胞の重荷を共に担う「同胞社会に変革を」、キリストの福音に生きるものとして「世界に希望を」（世界宣教）を掲げ、取り組むことになりました。これはKCCJにとって大きなターニング・ポイントとなりました。そして70年代から始まった差別撤廃運動、特に指紋押捺撤廃運動などを日本の教会の良心的な人々と共に闘ったのです。KCCJの特徴は「エキュメニカル性」「マイノリティ性」「多様性」だと言えます。

しかしKCCJの現状は、いまなお女性にとって決して平等な場とはいえません。先のチェサの問題にしても、そのことを話し合う機会をもっている教会はほとんど聞きません。家族の中で一人だけがクリスチャンで、家庭内での立場上（特に長男の妻など）、チェサをしなければならない女性がたくさんいます。教会はそれ



に対してきちんとした対応をしているとは思えません。

DVに対する具体的な動きとしては、全国女性会の働きが挙げられます。2004年9月11日に「女性のための電話相談セッتون」が開設されました。開設のきっかけは2002年に起きた関西地方の牧師によるセクハラ事件でした。また、家庭内や教会内外で女性であるための痛みと抑圧—移住女性労働者、国際結婚で日本にきた人、夫からDVを受けている人、オーバーステイの人など—を法律的、精神的に受け止める場所の必要性を感じて、2003年の第54回全国女性会定期大会で創立60周年記念特別事業「心のケア基金」を決議したのが始まりでした。ここは同胞女性のための同胞女性機関として期待されていましたが、残念なことに財政的な問題から2019年に中断しています。

次に、70年代から差別撤廃運動・人権獲得運動が高揚したこと、そして本国の民主化闘争の高まりに影響を受けた在日キリスト者女性たちの気づきのプロセスを三つの観点から振り返ってみたいと思います。

#### (1) 定期総会での総代（代議員）

まず、KCCJの定期総会に参加できる「総代」の歴史を辿ります。

1941年に日本基督教団に吸収された在日朝鮮基督教会は1945年12月に日本基督教団より脱退しましたが、脱退に先立つ11月に第1回定期総会が開催されました。この総会には総代として21教会・伝道所から47名が出席しています。その中には女性伝道師4名、女性執事1名、女性神学生1名、その他1～2名の合わせて7～8名女性が含まれていました。1946～51年までの6回の総会に参加した総代は牧師、伝道師、長老、執事（信徒代表）、宣教師でした。伝道師と執事の中には女性がいましたし、長老にも一人の女性がいました。つまり第7回までは、少しではありますが女性がいたということです。第8回総会（1952年）では、日帝下で女性長老となっていた人の資格が執事に格下げられました。第9回（1953年）では女性伝道師は傍聴者の資格であり、発言権のみを認めるという決議がなされています。第10回（1954年）の総会では婦人伝道会連合会（現在の全国女性会）会長を総会準会員にしようという提案があり、発言権のみ許可されました。この時には女性伝道師を総代にしようという献議案も出ましたが、否決されています。そしてKCCJの憲法が改定されて、長老は男性のみとなりました。第11回（1955年）では婦人会連合会会長への総代権付与に関する件が出されましたが、会長が代表として出席して、婦人会に関しての報告と発言権のみ許可されることが決まっ

ています。このような形で、女性はいっさい総代になることができなくなりました。

1955～97年までの40年間には、後で見るような女性の牧師・長老問題への取り組みがなされました。牧師と長老になればその女性たちは総代になることができます。1978年に憲法が改定されて女性が牧師と長老になれるようになり、その結果女性牧師と女性長老が総代になることが可能になりました。しかし女性会を中心とする女性たちは、一般信徒からも女性総代を出したいと何度も交渉し、その努力の末1997年に憲法改正が決議され、以下のように定められました（翌1998年施行）。

総会憲法第60条（定期総会の組織）：「総会総代は各地方会が派遣する視務牧師、視務長老とする。但し、女性会代表と総会が派生した宣教師は会員権を与え、その数と資格は総会規則に定める」

総会規則第3条2項：「全国女性会代表8名。（会長、副会長、書記、5地方会会長）。但し、総会の3分の1以上が女性になった場合、この項を削除する」

つまり、全国女性会代表8名の内に必ずしも女性長老ではない、一般信徒が入る可能性が開かれたということです。また、女性総代が全総代の30%になるまで全国女性会代表者の正代議員が認められました。さらに女性会会長がKCCJ任職員会（常任委員会）の正会員として認められるようにもなりましたが、現在もまだ女性総代の割合は30%になっていません。

## （2）女性牧師・長老問題の変遷と取り組み

次に女性牧師・長老が認められるようになった経緯を憲法の変遷と共に辿ってみたいと思います。戦前の1934年に在日朝鮮基督教会は自立して初めての大会を開き、長老規定を作りました。そこでは以下のように定められています。

「長老は年齢27歳以上の男子で、洗礼を受けて5年、家族と共に本会に入会して満2年以上経過した者。正会員20名当たり1名の比例で、投票者の3分の2の得票で選ばれ、テモテ前書3章1節より7節に該当するものとする。当選後6ヵ月間教養して、中会で聖書、信条、そして憲法の試験を受けて合格したものとする」

但し書き：「任期は3年、再選の場合は牧師による留任式で継続視務する」

以後、戦前・戦後を通じて300人以上が長老となりましたが、全員男性です。戦後1947年の第3回総会では、「長老は、27歳以上の男女で洗礼を受けて5年を経過した者」と「男女」になりました。しかしこの頃はまだ女性が長老になるべきではないという考えが強かったと思います。

1954年の第10回総会では再び改定がなされ、牧師は「27歳以上の成婚者」であること、長老は「27歳以上の既婚男子」であることという規定ができます。第14回総会（1958年）では「未婚長老と女性長老将立案に関する件」が出されましたが否決されました。その後も女性たちは粘り強く働きかけて、例えば全国女性会が「未婚長老と女性長老将立案」を総会に建議することを決議しています。第16回総会（1960年）では、関東地方から「独身長老及び牧師と女性牧師の件」が出されましたが、宣教研究委員会に一任されました。その後宣教委員会からの報告はありますが、なかなか決まらず、第19回総会（1963年）では、「独身牧師・長老按手制度は、可否を即決せず、宣教局に一任」となっています。第20回総会（1964年）では宣教局から憲法第15条但し項「年齢は27歳以上、成婚者とする」を削除するという修正案が提出され、それが通過し、翌第21回総会（1965年）で可決されました（ここでは性別についての修正案はなし）。1973年には全国女性会が再び「女性長老将立要望書」を提出しています。

この間、今あげた他にも女性たちの要望は何度も出されていたことが想像されます。第33回総会（1977年）では「女性長老将立の件」について投票されましたが、否決されました。しかし翌78年の第34回総会でようやく憲法が改正され、女性牧師・長老が認められることとなりました（会員76名中賛成66票）。その後1980年に戦後初めての女性長老が、1983年に女性牧師が誕生しました。それから1998年までの18年間で女性長老は8名、女性牧師は5名出ています。

1999～2009年の10年間で女性長老は累計20名出ていますが、70歳で引退と定められているため数は減っていきます。この期間に誕生した女性牧師は9名です。

2019年の統計によれば、現役の女性長老は11名、女性牧師は8名となっています。憲法が改定されて30年以上が過ぎた今日でも、定期総会における総代の女性割合が30%になるにはほど遠い状況です。なぜ女性長老・牧師はなかなか選出されないのでしょうか。3分の2もいる女性たちの中にも家父長制度が刷り込まれていて、女性を選出するのを拒んでいるのでしょうか。

### (3) 性差別問題への取り組み

次にKCCJにおける性差別への取り組みを概観します。

始まりは1998年1月でした。同年7月に予定されていた青年会全国協議会（全協）伝道部主催の「全国聖書講演キャラバン '98 in 関西」の講師としてレズビアン（注）の牧師が招かれていたことに対して再考要請と教会使用の拒否が起こったのです。さらに2月には青年局主催で行われた第29回青年指導者研修会で牧師2名が同性愛者への差別発言をしました。2名の牧師は発言内容を認めています。

性差別という根深い問題を掘り下げ、その根本的解決に向けて取り組む必要があるという認識から、社会局に「性差別問題小委員会」が設置されました。その報告書が『麦の目』と題する印刷物として1998年10月に発行されています。委員会の構成は社会局から3名、全国女性会から3名でした（委員長のみ男性かつ牧師、他は女性）。

委員会の活動方針は、①KCCJ総会内における性差別撤廃への啓発活動、②聖書を読み直す作業、③「日本軍慰安婦」問題の解決に向けての取り組み、④性差別問題と取り組む人々との連帯と定められました。報告には、以下のような記述があります。

私たちの総会が在日外国人 인권確立のために指紋押捺制度撤廃など、差別撤廃の取り組みを行い、被差別者と共に歩む宣教の使命を担ってきたにもかかわらず、在日同胞社会に根深く下ろされた儒教的体質からくる女性差別、あるいは被差別者の立場の中でもまたそこで差別されている女性の存在を見落としてきた反省がありました。私たちの社会が真の女性と男性の対等な関係を構築するために、まず私たちの教会がその先駆者となるべく委員会として取り組んでいくものであります。

さらに課題として「教会内の性差別の実態を総会全体の在り方を検証する試金石として捉え、あらゆる不義が許されることのない公平で平等な社会の実現のため、教会が果たすべき責任と役割を明らかにして実践していく」と記されています。

翌1999年3月にNCC関西青年協議会より「抗議と要望書」が提出され、1998年と7月の牧師たちの発言が明らかな「同性愛者差別事件」であるという抗議と共に、事実確認を行なって総会の見解を明らかにすること、学習会等を開催することという要望が伝えられました。4月には全協中央委員会より教会使用拒否お

よび差別発言についての対応と教会を会場に学習会を開催してほしいという「要望書」が提出されます。任職員会と呼ばれる常任委員会では「性差別問題小委員会」の設置が決まり、事実確認会が3回持たれました。9月にはその委員会が継続的事実確認をしています。10月には、KCCJの第45回定期総会があり、「KCCJの社会的責任に関する態度表明 1999」が出されました。以下はその一部です。

在日同胞の差別撤廃運動を担う中であきらかになってきたことは、差別構造の多様性である。我々は今や「障がい者」差別、性差別、セクシャル・マイノリティ差別などの問題を担おうとする時、総会自ら内包している差別性を厳しく見つめなおさなければならないのである。

さらに「性差別等問題特別委員会」がKCCJ直轄組織として設置されました。

2000年にはこの新しい体制のもと改めて3回の実事確認会が持たれ、その報告書として「教会使用拒否および『性差別発言』に関する事実確認会の性差別等問題特別委員会としての総括」が発表されています。その中では、以下のように報告されています。

KCCJは今回のこの教会堂使用拒否事件を差別事件として深く且つ重く受け止め、再びこのような差別事件がおこらないように最大限の努力をする必要と義務がある。そのため、性差別に関する学習会を継続的に持つこと、そのための場所を保証することを勧告する。青年指導者研修会における発言については、発言の主旨として同性愛者の存在を否定する発言であり、その発言は差別性を持っていたと言わざるを得ない。

翌2001年2月に第4回事実確認会がもたれ、10月には『教会堂使用拒否及び「差別発言」に関する同性愛者差別についての事実確認会報告書』が発行されています。

その後、2002年に先述した関西地区の牧師によるセクハラ事件が明るみになり、女性会が立ち上がって粘り強く抗議をしました。2004年にその牧師は免職処分となり、『性差別とセクシャル・ハラスメントについて』という小冊子が発行されています。

2005年10月には第48回定期総会で「性差別等問題特別委員会」が社会委員会へ組み入れられることになりました。ここでは、性差別の問題は女性差別という次元に留まらず、取り組みの継続が望まれると確認されています。

これらの闘いは女性たちに大切な気づきをもたらしました。聖書講座、講演会、研修会、大会などを通して女性たちは学び、自覚し、共に闘ったのです。

2021年に発行された『マイノリティ人権白書』（マイノリティ宣教センター発行）は「マイノリティ性を謳う『理念』とは裏腹に、性的マイノリティに関して差別的であった傷をしっかりと受け止めきれていないことも大きな課題である」と指摘しています。1998年に差別発言を受けた当事者（日本基督教団牧師）に対して、いまだ正式な謝罪がなされていないことを重く受け止めたいです。この問題を通して、「マイノリティ」として常に差別を告発する側に立ってきたKCCJはその内実を問われています。差別発言をした牧師はもちろん、KCCJはこの事実と正面から向き合う必要があります。

### おわりに

現在、在日をはじめ外国人として日本に住む人たちはすでに300万人になろうとしています。先に来ていた私たちが、後から日本へやってきた人たちをどのように受け止め、その重荷を分かち合うのが大切な課題となっています。私たちに、女性問題に関する課題も多くあります。在日コリアンにおけるフェミニズム運動への取り組みは、まだ始まったばかりですし、KCCJにおける性差別問題の取り組みは十分ではなく、男女平等もまだほど遠い状態です。

しかしこのような課題がKCCJに与えられていること、その与えられていることを自覚的に受け止めて取り組んでいくことは神の祝福であると思います。マイノリティとして卑屈になるのではなく、新たな使命をもって生きていくことに意味があるのではないのでしょうか。

(2021年10月2日、第10回研究会)

【応答】 呉寿恵さんの講演を聞いて

水島 祥子

呉寿恵さんの講演を聞いて、わたしは小学生の時の経験を思い出した。それは、祖母と母の母教会である神戸のK教会の夏のキャンプでのこと。ある晩、テントが同室だった一人の女の子が打ち明けたのだ、「うち、在日やねん」。彼女は続けて言った。「別に慰めてほしいとも思わへんし、何も言ってもほしくないんや」と。わたしは布団の中で暗い天井を見つめながら何と答えていいかわからなかった。

K教会のキャンプにわたしは毎年参加していたが、その子とはそれっきりだった。

今回、記憶の底に埋もれていたその子のことを思い出したのは、呉寿恵さんの講演が「在日女性」をテーマにしていたからだと思う。そう、わたしが最初に出会った在日コリアンは女の子だったのだ。そんなこと、忘れてしまっていた。でも、「在日コリアンの女性たち」とりわけ「キリスト者女性たち」がどのような歴史を歩み、どのような課題に取り組んできたかを聞いて、女性には女性の固有の歩みがあると自分に欠落していたものを意識できた。そうしたらあの子のことが思い出されたのだった。

講演の中では特に、女性が定期総会に参加できる総代への権利を得るまでの闘いや、女性が長老や牧師になるまでの道のりの厳しさに驚いた。と同時に、困難を切り拓いていく女性たちのあきらめない逞しさに感銘を受けた。わたしは日本基督教団に属しているが、わたしの世代（40歳代）では、ここまでのあからさまな差別はないように思うが、と研究員の一人に話したら、実質的な差別は教団でもひどいものがあると言われてしまった。それに、わたしの前の世代の女性たちは苦勞してきたのだろう。

今、わたしは、四国・松山のキリスト教学校で宗教主事をしている。松山には四国で唯一の朝鮮学校があり、勤務校との間に交流がある。運動会や演劇発表会等の行事の際には、中高YWCAの顧問も兼ねている宗教主事が生徒たちに呼びかけて朝鮮学校を訪問している。感染症蔓延のために交流は滞りがちだが、この関係を大切にしていきたいと思われた。

教育の現場で大切なことは多くの出会いをつくることだ。なぜなら、出会いによってわたしたちは隣人を見出し、自分を問われ、関係を創造する力を養っていくことができるからだ。あの時、「何も言ってほしくない」と言われて黙るしかなかったわたしも、何らかの形で関係を創造しようとする力を生徒たちの中に養っていったらと願うとともに、彼女がその二の句を継がなくてもよい関係を築いていきたいと思っている。